

健康保険被保険者証の新規発行停止に伴う雇用関係の確認書類について

令和6年12月2日以降、新たな健康保険被保険者証の発行が行われなくなったことに伴い、雇用関係の確認については「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル」（以下、マニュアル）のとおりですが、今後の取扱いは以下のとおりです。

令和7年12月1日まで

既発行の健康保険被保険者証は令和7年12月1日まで確認書類として提示することができます。（ただし、令和7年11月30日以前に被保険者証に記載された有効期限が到来する場合は、その有効期限まで。）

令和7年12月2日以降

健康保険被保険者証は確認書類として認められません。以下に例示する書類のうちのいずれかを提示して下さい。（事業所の名称が記載されたものに限る。マイナ保険証を持っていない場合に発行される「資格確認書」は不可。）

- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書
- 雇用保険被保険者証
- 賃金台帳、出勤簿等（恒常的な勤務実態を証明できるものに限る）

※上記資料については、マニュアルに記載している従前の雇用関係の確認書類から
変更ありません。